

諮問庁：北九州市長

諮問日：平成 31 年 3 月 15 日（諮問第 144 号）

答申日：令和元年 8 月 7 日（答申第 144 号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部開示とした決定は妥当である。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

平成 30 年 1 月 2 日付けで北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った、「平成 30 年度北九州市国民健康保険料の賦課総額所得割の料率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定した決裁原議を含む一切の記録」を対象とする行政文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対して、平成 30 年 1 月 26 日付け北九保健保第 1323 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った全部開示決定（以下「原処分」という。）は誤りであるため、原処分の取消しを求めるとともに、原処分において開示が不足している賦課総額の算定方法等が分かる行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見聴取で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 本件請求文書の中には、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条により委任を受けた北九州市国民健康保険条例（昭和 42 年北九州市条例第 53 号）の規定に基づいて算定した保険料の賦課総額の算定方法とその金額を記載した行政文書（本件対象文書）が必ず存在するはずであるが、原処分においてはこれが開示されておらず、不足している。
- (2) 保険料として強制徴収する賦課総額の算定は、被保険者に対する不利益処分であるため、法律の根拠が必要である。そのため、国民健康保険法第 81 条は、政令で基準を定め、その基準に従って市町村が定める条例の規定によって、市町村が賦課総額の算定をしなければならないと定めている。

北九州市国民健康保険条例第 10 条の 3（同条例第 14 条の 2 及び第 14 条の

11も同旨)によれば、賦課総額とは「同条第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額」であり、具体的には、療養の給付などの国民健康保険事業に要する費用から国及び県からの補助金などの収入の額を控除した金額である。これらの北九州市国民健康保険条例で定める金額は必ず存在するものであり、その開示を求めるものである。

- (3) 処分庁は、「平成30年度からの国民健康保険制度の県単位化と国及び県が示す激変緩和の考え方を踏まえ、平成30年度の一人当たり保険料を平成29年度の一人当たり保険料に据え置くこととして積算した」と主張するが、その際に算定した賦課総額は、北九州市国民健康保険条例が適用されない国民健康保険特別会計の予算調整の説明用の賦課総額であって、審査請求人が求める北九州市国民健康保険条例の規定に基づいて算定した賦課総額とは別のものである。
- (4) 処分庁が原処分において開示決定を行った「保険料算定表」における保険料収入予算額には、収納されることのない滞納額、軽減額及び減免額が含まれているにもかかわらず、賦課総額に滞納額、軽減額及び減免額が更に加算されており、重複過大算定である。「保険料算定表」は、この処分庁にとって不都合な部分を隠匿するものである。
- (5) 以上の理由から、原処分の取消しを求めるとともに、原処分において開示されなかった本件対象文書の開示を求める。

### 第3 処分庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に至る経緯

審査請求人は、原処分に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)以前に、平成30年10月12日付けで、条例5条の規定に基づき「平成29年度、平成30年度の国民健康保険の保険料の算定において適用した所得割の料率、被保険者均等割、世帯別平等割額の告示の決裁原議。(算定の内容、算定方法等が分かる書類を含む)(基礎賦課総額、後期高齢支援金等賦課総額、介護納付金賦課総額別)」を対象とする行政文書の開示請求を行った。これに対し、処分庁は、同月24日付け北九保健保第1002号により全部開示決定(以下「第1回目処分」という。)を行った。

本件は、平成30年12月14日付けで、審査請求人より条例第5条の規定に基づく本件請求文書の開示請求があり、これに対し、同月26日付けで全部開示決定を行ったところ、これを不服として平成31年1月15日付けで本件審査請求が提起されたものである。

#### 2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人が原処分の不足分と主張して求める本件対象文書は、本件開示請求の前に行った第 1 回目処分において開示した「平成 29 年度 国民健康保険の料率試算表（医療分）」「平成 29 年度 国民健康保険の料率試算表（支援分）」及び「平成 29 年度 国民健康保険の料率試算表（介護分）」の平成 30 年度版（以下「料率試算表」という。）であると推察される。
  - (2) 平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担う国民健康保険制度改革（国保の県単位化）が実施され、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業納付金を市町村が都道府県に納付し、都道府県が給付に必要な費用を、市町村に全額交付することとなった。実施に当たっては、被保険者の保険料負担が急増することを回避するため、国が激変緩和の考え方を示し、それを受けて、福岡県では国保事業費納付金の算定において、市町村の財政負担の実質的な上昇幅を 0% として負担緩和を実施することとした。
  - (3) 本市の平成 30 年度の保険料積算においては、前記の国及び県の激変緩和の考え方を踏まえ、一人当たり保険料を平成 29 年度の一人当たり保険料に据え置くこととして積算したものであり、予算編成においてより分かりやすい説明資料を作成するため、「料率試算表」に代えて、原処分において開示決定を行った「保険料算定表」を作成し、決裁文書に添付した。  
したがって、原処分においては決裁文書とその添付文書をすべて開示したものであるが、原処分時において、本件対象文書と推察される「料率試算表」は作成していなかった。
  - (4) なお、平成 30 年度の予算編成に当たっても、歳出総額や各種収入、軽減・減免額、法定外繰入金や繰越金を算出する必要があるため、「平成 29 年度 国民健康保険の料率試算表（医療分）」等に記載している賦課総額等に相当するものについて、それぞれ算出し、これまでと同様の計算を行っており、法的に問題はない。
- 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから、棄却を求める。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 31 年 3 月 15 日 諮問の受付
- ② 平成 31 年 4 月 16 日 審議

- ③ 令和元年 5 月 21 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和元年 6 月 25 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和元年 7 月 23 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件請求文書の全部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に基づき、処分庁は本件請求文書を全部開示する決定を行ったが、審査請求人がそれを不服とし、更に本件対象文書の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

なお、処分庁は、本件対象文書は「料率試算表」であると推察しているが、審査請求書にも「平成 29 年度分まではすでに開示されている」とあり、第 1 回目処分において平成 29 年度の「料率試算表」が開示されていることから、当審査会としても、本件対象文書が「料率試算表」であることを前提とする。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の保有の有無について、処分庁によると、本市の平成 30 年度の保険料積算においては、国及び県の激変緩和の考え方を踏まえ、一人当たり保険料を平成 29 年度の一人当たり保険料に据え置くこととして積算したものであり、予算編成においてより分かりやすい説明資料を作成するため、「料率試算表」に代えて「保険料算定表」を作成し、決裁文書に添付したとのことであった。

また、当審査会が処分庁の意見聴取を行ったところ、審査請求人は処分庁に対して何度も電話での問い合わせをしており、処分庁は、その都度、前記第 3 の 2 のとおりの説明を行い、事後的にはあるが「料率試算表」を作成して示すことを提案していたとのことであるが、このことは審査請求人の意見聴取において同人も概ね認めるところである。

したがって、当審査会としては、原処分の際において、本件対象文書が存在していなかったと推認することができる。すなわち、処分庁においては、保険料を決定するための決裁文書の作成に当たって、平成 29 年度まで作成していた「料率試算表」ではなく、「保険料算定表」が添付された決裁文書によって決裁を行っており、したがって、当該決裁文書以外に本件対象文書が存在しておらず、かつ、当該決裁文書の一部の隠蔽や改ざんも行われていないと結論付けて差し支えないものといえるため、原処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「処分庁が算定した賦課総額は、北九州市国民健康保険条例が適用されない国民健康保険特別会計の予算調整の説明用の賦課総額であって、審査請求人が求める北九州市国民健康保険条例の規定に基づいて算定した賦課総額とは別のものである」との主張や、「処分庁が原処分において開示決定を行った『保険料算定表』における保険料収入予算額には、収納されることのない滞納額、軽減額及び減免額が含まれているにもかかわらず、賦課総額に滞納額、軽減額及び減免額が更に加算されており、重複過大算定である」といった主張をしている。

しかし、これらの主張は、国民健康保険料の決定に係る処分の適否に関するものであって、行政文書の開示又は不開示の適否を審査する当審査会において、検討すべきものではない。

#### 4 原処分の妥当性について

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり、これを是認する。

#### 5 付帯意見

- (1) 当審査会は、決裁文書の在り方やその内容及びこれに添付される関係資料の種類やその内容並びに当該決裁に係る政策判断の当否に関して審査し、意見を述べる立場にはないが、本件に関し、国民健康保険法及び北九州市国民健康保険条例の規定から、本件対象文書が存在しないということに審査請求人が疑念を抱き、本件審査請求に至ったことは、無理からぬことと考える。
- (2) 行政の意思決定や政策判断がどのような理由や目的でなされたものか、それが手続面において関係法令等に従って適正になされたものかを示す行政文書の存在及びその公開は、市政に関し、市民への説明責任を果たし、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする情報公開制度の根幹をなすものである。
- (3) 処分庁におかれては、このことを深く認識した上で、決裁文書を含む適切な行政文書の作成に努められたい。

#### 北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	田 村 奈々子
委員	中 谷 淳 子
委員	熊 谷 美佐子